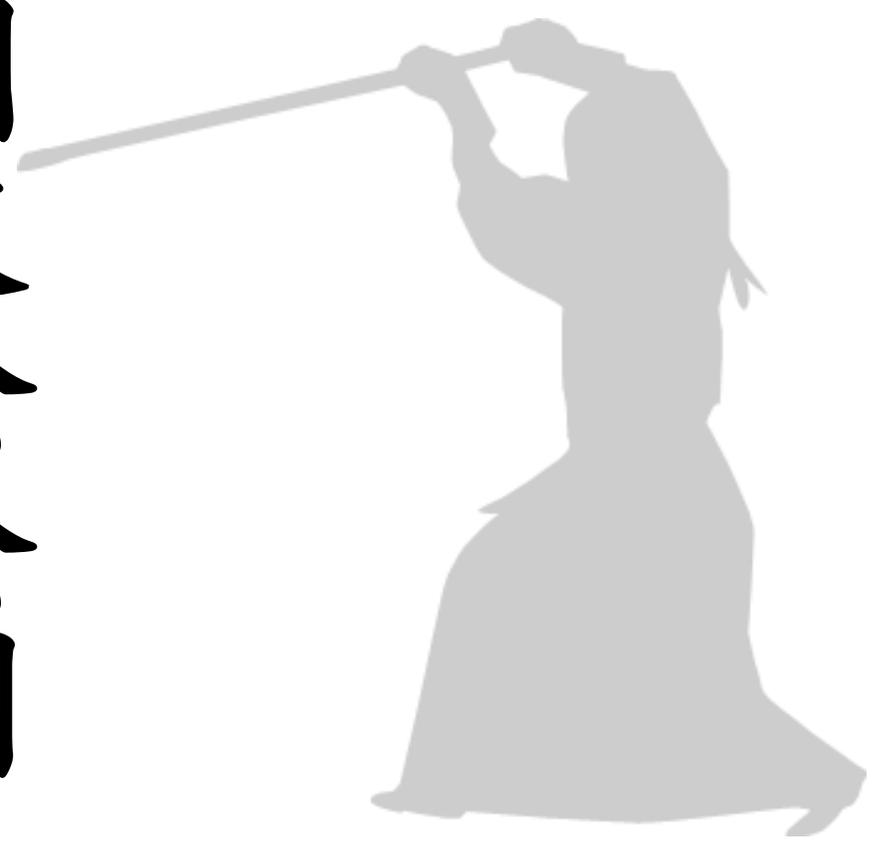


花見堂劍友會會則



# 第一章 総則

- 一 項 この会は花見堂剣友会と称する。
- 二 項 この会の本部は、高橋正一方に置く。
- 三 項 この会の加入者は原則青少年とし、その保護者および指導者により運営する。
- 四 項 この会は次の役員を置き運営指導に当る。  
会長一名、副会長二名、加入者の保護者より世話役一名、会計一名、会計監査一名をおく。また必要に応じて係をおくことができる。  
更に顧問若干名、指導者若干名(役員を指導者として認める)もおく。
- 五 項 この会の役員および係の任期は一年とする。尚、卒業記念大会時頃(総会も併せて開催)に次年度の役員改選を実施する。

## 第二章 会費および運営

- 一 項 この会の加入者は入会時に入会金千円、毎月の運営費子供千五百円、大人二千円を納入する。尚、運営費は剣友会の第一週目の稽古日に会計に納入する。
- 二 項 会費の支出は会長および会計が必要と認めた場合、会計が支出する。
- 三 項 会計の決算は年一回として、卒業記念大会時頃(総会

も併せて開催)に文書で報告する。

四項 会員の募集は適宜行なう。

五項 退会者は原則として会費および入会金は返納しない。

六項 この会より会員に貸し出された機材は各会員自ら管理し、退会時に返却する。

### 第三章 目的および活動

一項 日本古来の武道である剣道を通じ、体力や精神力の向上、礼儀の大切さを子供達に教えることを目的とし活動する。

二項 この会の保護者は一致団結して自分の子供、他人の子供を問わず常に子供の言動に注意をはらい青少年の善導に努め危険から守るよう努める。

三項 道場(稽古場)の拠点は花見堂複合施設遊戯室とする。

四項 稽古は毎週土曜日(十七時四十五分から二十時)、日曜日(九時半から十二時)までとする。但し、道場(稽古場)の都合により場所や時間を変更することができる。

五項 この規約は保護者会総会の2/3以上出席の上、改正できる。総会の出席は委任状の提出などをもって代えることができる。

## 第四章 その他

- 一 項 道場(稽古場)においては、指導者の指示に従うこと。
- 二 項 道場(稽古場)において、施設の器具・物品を破損した時は、速やかに指導者に知らせ善処すること。
- 三 項 道場(稽古場)への行き帰りの責任は、すべて保護者が持つこと。万一事故にあった場合は世話役まで必ず連絡すること。(ケガも含む)
- 四 項 稽古を欠席する時は事前に通知すること。
- 五 項 休会、退会する時は必ず指導者および世話役に申し出ること。
- 六 項 入会者で剣道稽古の遂行が不相当と思われる場合は、保護者と相談の上退会してもらうことができる。
- 七 項 健康面で医師もしくは保護者が剣道稽古の継続が無理と判断した場合は、指導者又は世話役に申し出ること。
- 八 項 特別行事实施時には実行委員会を設け別に会費を徴収することもできる。

一九七五年四月二十日発行

二〇一〇年二月二十八日改訂

二〇二二年一月二十二日改訂

以上